平成２３年（フ）第７００９号
大阪府茨木市五十鈴町18番14号
債務者　中川　正勝
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９８号
大阪府吹田市千里山西３丁目27番８号
債務者　堀尾　秀司
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８号
兵庫県伊丹市梅ノ木４丁目７番３―301号
債務者　佐木　　宏（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５８０７号
大阪市生野区新今里４丁目13番３号
債務者　村原　安博
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６１６号
大阪市旭区中宮２丁目24番19号
債務者　林　　秀春
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８４号
大阪市西成区花園南２丁目９番15―701号
債務者　福原歯科医院こと　福原　　篤
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内義之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６８９号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番26―603号、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２　５―101
債務者　ライジングツアーズこと　寺西　信一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９０号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番26―603号、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２　５―101
債務者　寺西　惠子（旧姓港）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１０号
大阪府東大阪市東石切町６丁目４番24号
債務者　一村　耕一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　文男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５８号
京都市北区紫野東泉堂町16番地
債務者　土居　道明
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市東神吉町出河原317番地の３
債務者　久保　一廣
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４６７号
兵庫県加古川市東神吉町出河原317番地の３
債務者　久保　鈴子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２４号
函館市深堀町33番11号
債務者　関　　梨菜
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４２７号
函館市戸倉町15番13号
債務者　末武　文彦
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４２８号
函館市戸倉町15番13号
債務者　末武　歩惟（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４２９号
北海道北斗市七重浜６丁目12番20号
債務者　小川あけみ（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４３１号
函館市千代台町４番７号
債務者　森山裕美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０６号
さいたま市浦和区岸町６丁目９番10号
債務者　木下　　卓
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係